省　令

○総務省令第八十四号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

総務大臣　佐藤　勉

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）の項を削る。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○総務省令第八十五号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号の規定に基づき、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

総務大臣　佐藤　勉

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の総務省令で定める通信方式は、次に掲げるものとする。

一　その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式

二　携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○財務省令第六十号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第六十条の規定に基づき、株式会社企業再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

財務大臣　与謝野　馨

株式会社企業再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令

附　則

この省令は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○財務省令第六十一号

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二十四条の二第一項第一号ロ及び第五号の規定に基づき、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

財務大臣　与謝野　馨

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　再建計画に係る債務者に対し株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援をする株式会社企業再生支援機構

第八条の六第二項中「債権は、」の下に「株式会社企業再生支援機構又は」を加える。

附　則

この省令は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

○農林水産省令第五十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一九、五一二人」を「一九、四九一人」に改め、同表合計の項中「二五、七七二人」を「二五、七五一人」に改める。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○農林水産省令第五十二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三十九人」を「四十四人」に改める。

第三条第一項中「十人」を「五人」に改める。

第二十九条の三の見出し中「及び食品安全危機管理官」を「、食品安全危機管理官、国際基準専門官及び国際協力専門官」に改め、同条第一項中「及び食品安全危機管理官一人、国際基準専門官二人及び国際協力専門官一人」を「、食品安全危機管理官一人、国際基準専門官二人及び国際協力専門官一人」に改め、同条に次の二項を加える。

5　国際基準専門官は、命を受けて、消費・安全政策課の所掌事務に係る国際基準に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　国際協力専門官は、消費・安全政策課の所掌事務に係る国際協力に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二十九条の四を削る。

第二十九条の五第一項中「四人」を「二人」に、「五人」を「三人」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。）」を加え、同条を第二十九条の四とし、第二十九条の六から第二十九条の十までを一条ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○農林水産省令第五十号

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第三十二条の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「九月三十日」を「十月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。